

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 2 8 日

各都道府県生活福祉資金貸付制度主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

新型コロナウイルスに関連した休業により収入が減少・途絶する方に対する
生活福祉資金貸付制度の対応について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う労働者の休業については、厚生労働省のQ & Aにより、休業手当の取扱等が示されておりますが、労働者の中には、休業手当や健康保険の傷病手当金の対象とならず、一時的に収入が減少・途絶することにより、当面の生活費に関する資金需要が生じる場合が想定されます。

生活福祉資金貸付制度においては、低所得者等に対し、福祉資金等の貸付を行っているところですが、上記のケースのうち、本制度の貸付対象に照らし合わせ、必要な貸付を行うことが可能です。

都道府県及び都道府県社会福祉協議会においては、必要な周知を行うとともに、貸付を必要とするケースに対しては、適切な対応をお願いします。

〔参考〕

「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）」（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_0007.html#Q3-2

※ 「3 労働者を休ませる場合の措置について」参照

【照会先】

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
T E L 03-5253-1111（内 2231）